

平成23年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会
会議概要

平成23年9月1日（木）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただいまより平成23年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。

今回事前にお配りしました資料は、本日の次第及び資料25の「地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置に係る所得情報の提供に伴う外部結合について」から、資料29の「住宅設備改修等給付業務における派遣労働者の受入れについて」までとなっております。

以上が、資料についての説明です。よろしくお願いいたします。

【会 長】資料は皆様よろしゅうございますでしょうか。

それでは、諮問・報告事項に関する審議を次第に従って進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それでは、最初に資料25の「地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置に係る所得情報の提供に伴う外部結合について」の説明をお願いいたします。

【税務課長】資料25に基づき「地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置に係る所得情報の提供に伴う外部結合について」説明

【会 長】ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言願います。私の方から、外部結合で使用されるL G W A N回線とは何ですか。

【税務課長】ローカルガバメントワイドエリアネットワークの略で、地方自体間の情報をやりとりする専用の回線で、暗号化等しっかりとしたセキュリティ措置がとられているものです。

【会 長】わかりました。田中委員。

【田中委員】区内の対象者数はどれくらいですか。

【税務課長】地方議会議員年金受給者は全国で6万人ですので、それを自治体数で割って40～50人と想定しています。

【田中委員】条例17条1項4号の外部電子計算機との結合として審議会に諮っていますが、議員年金受給者の氏名、生年月日、所得等の情報を外部結合して地方議会議員共済会に提供することについて審議会でもうおっしゃっていいものなのですか。

【税務課長】議員共済会のほうで、議員年金受給者に市町村の税務部署から収入額等の提供を

受けることの同意を得ることとしています。外部提供の同意を受けた情報を電算結合により議員共済会に送るものです。

【田中委員】わかりました。

【会 長】ほかに。井上委員。

【井上委員】区のどのシステムと結合するのですか。

【税務課長】特別区民税・都民税のシステムと結合いたします。

【井上委員】40～50人の情報が入ったシステムと区民30万人が入ったシステムと結合するのでは、影響が違う。

【税務課長】特別区民税・都民税システムのホストコンピュータから対象者のデータを抽出し、その対象者の所得データを調査様式に入力し、地方議会議員共済会の専用サーバへデータを送信するもので、ホストコンピュータと結合するわけではありません。

【会 長】ほかに。鍋島委員。

【鍋島委員】地方公共団体以外の者と外部結合するときには、特記事項を付けていたのではないですか。

【区政情報課長】協定を結んで外部結合する場合には、特記事項を付けていた例もありましたが、今回の件は、協定を結んで外部結合をするわけではありませんので、特記事項を付けておりません。

【会 長】ほかにございますか。田中委員。

【田中】高額所得者に対する年金の支給制限措置は、所得がいくらからかかるのですか。

【税務課長】退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が700万円を超えるとときに、その超える金額の2分の1の金額の支給停止を行います。

【会 長】ほかに何かご質問、ご意見ございますか。ではよろしゅうございますか。

では、本件は諮問事項ですので、適正と認めて承認とさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認ということに決定いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料26の「30歳のつどいに係る外国人登録情報の目的外利用について」の説明を受けます。それでは説明をお願いします。

【子ども家庭課長】資料26に基づき「30歳のつどいに係る外国人登録情報の目的外利用に

ついて」説明

【会 長】ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言願います。

【 委員】目的外利用を行う情報項目は、氏名、住所だけで、30歳の情報は利用しないのですか。

【子ども家庭課長】対象者として昭和56年4月2日から昭和57年4月1日生まれの者を外国人登録から抽出してきますので、30歳の情報は利用いたしません。

【会 長】ほかに。田中委員。

【田中委員】外国人登録者情報の目的外利用について諮問されていますが、住民登録者情報の目的外利用は必要ないのですか。

【子ども家庭課長】住民基本台帳は、住民に関する事務の処理の基礎となるもので、目的外利用は必要がありません。

【区政情報課長】補足いたしますが、住民基本台帳法第1条で、住民基本台帳は住民に関する事務の処理の基礎とすることを目的としており、住民基本台帳の情報を区の内部で活用することは、目的内の利用といえるため、審議会への諮問は必要がありません。

【会 長】ほかに。

【 委員】外国人登録と住民基本台帳が来年のいつかに一緒になれば、外国人登録情報の目的外利用はなくなるわけですか。

【区政情報課長】来年7月に一緒になる予定です。それ以降は、目的内利用になります。

【会 長】ほかに。

【 委員】宛名ラベルは職員が貼り付けを行うのですか。

【子ども家庭課長】区役所内で社会福祉作業所の者が行います。

【 委員】宛名ラベルの委託は、審議会への報告事項ではなかったですか？

【区政情報課長】審議会の報告事項が多すぎるのではということで、審議会に報告して見直しをしまして、宛名ラベルの貼り付けの委託は報告事項からはずしました。

【田中委員】報告事項からはずれても、個人情報なので保護措置はしっかりしてほしい。

【子ども家庭課長】しっかりとした保護措置をとっていきます。

【会 長】ほかに何かご質問、ご意見ございますか。ではよろしゅうございますか。

では、本件も諮問事項ですので、適正と認めて承認とさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認ということに決定いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料 27 の「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく子ども手当に係るシステム修正について」の説明を受けます。それでは説明をお願いします。

【子ども家庭課長】資料 27 に基づき「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく子ども手当に係るシステム修正について」説明

【会 長】ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言願います。私のほうから、この案件は、子ども手当の支給要件として子どもの国内居住要件が加わったことにより、子ども手当システムに外国籍の子どもの在留資格等の項目を追加するということがよろしいのでしょうか。

【子ども家庭課長】そのとおりです。

【会 長】ほかにございますか。井上委員。

【井上委員】予算額の 44 億円は、システムの変更経費ではなく、子ども手当の支給経費ですよ。

【子ども家庭課長】子ども手当の支給経費です。

【会 長】ほかになにかご質問、ご意見ございますか。ではよろしゅうございますか。

では、本件も諮問事項ですので、適正と認めて承認とさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認ということに決定いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料 28 の「建築計画概要書電子化業務委託について」の説明を受けます。それでは説明をお願いします。

【建築調整課長】資料 28 に基づき「建築計画概要書電子化業務委託について」説明

【会 長】ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言願います。田中委員。

【田中委員】入札の時期を教えてください。

【建築調整課長】この事業は、第 3 回区議会定例会で審議する案件で、議決後でないとい入札を行えませんので、議決後になります。

【会 長】ほかにございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】いつの建築計画概要書を電子化するのですか。

【建築調整課長】平成7年度から平成13年度の建築概要書の電子化を行います。

【会 長】ほかにございますか。田中委員。

【田中委員】緊急雇用創出事業については、どこかの自治体では雇用がされていなくて問題と
なっていますが、雇用の確認はどのように行いますか？

【建築調整課長】雇用者の履歴書、雇用者リスト等で確認していきます。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ですから、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい。じゃ、了承ということで決定いたします。

次に、資料29の「住宅設備改修等給付業務における派遣労働者の受入れについて」の説明を
受けます。それでは説明をお願いします。

【介護保険課長】資料29に基づき「住宅設備改修等給付業務における派遣労働者の受入れに
ついて」説明

【会 長】ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言願います。

田中委員。

【田中委員】職員が休職となったから㈱アデコから派遣労働者を受け入れたわけですが、職員
の休職期間はいつまでですか。

【介護保険課長】職員の休職期間は11月24日までで、その日まで派遣労働者を受け入れを行
います。

【田中委員】仮にですが、また、その派遣者が休職になりましたら、アデコから次の者の派遣
を受けるのですか。

【介護保険課長】アデコから派遣を受け入れます。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ですから、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい。じゃ、了承ということで決定いたします。

予定した議題はこれで終わりましたけども、特に、ご意見等が無いようでしたら、これで、本
日の諮問事項と報告事項についての審議を終わりにさせていただきます。

今日の諮問事項、報告事項以外で、事務局から、ご発言があればどうぞ。

【区政情報課長】次回の審議会は、10月31日の月曜日の午後2時からを予定しております。場所については、本日と同じ第3委員会室でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、以上をもちまして、第4回目の審議会を閉会いたします。長時間にわたり、ご苦労さまでございました。

午後 3時10分閉会